



平成18年5月15日

各 位

会 社 名 スズデン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 敏雄
(コード番号 7480 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役上席執行役員
鈴木 茂
T E L 03 - 5689 - 8001

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月28日開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、下記のとおり定款の変更を行うものであります。

「会社法」第326条第2項の規定に基づき、当社が設置する機関を定めるとともに、機関の位置付けを明確にするため第4条(機関)、第6章(会計監査人)を新設するものであります。

「会社法」第189条第2項の規定に基づき、株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行)第3項、第10条(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。

「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主総会運営の合理化を目的として、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。

「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)の規定に基づき、株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするるとともに株主への周知を図るため、第18条(議決権の代理行使)に代理人の員数を定款に定めるものであります。

「会社法」第341条の規定に基づき、取締役解任要件につき従前と同程度の決議要件とするため、第22条(取締役の解任方法)を新設するものであります。

「会社法」第370条の規定に基づき、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第27条(取締役会の決議方法等)第2項を新設するものであります。

「会社法」第426条第1項、第427条第1項の規定に基づき、取締役、監査役、会計監査人及び社外取締役、社外監査役の責任について合理的な範囲とするため第31条(取締役の責任免除)、第41条(監査役の責任免除)、第45条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。

「会社法」第459条第1項、第460条の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により定めることが認められたことに伴い、必要に応じた機動的な剰余金の配当等の実施を可能とするため第47条（剰余金の配当等の決定機関）、第48条（剰余金の配当の基準日）第2項、第3項を新設するものであります。

上記のほか、会社法に基づく必要な規定の追加・新設・削除・修正及び移設等、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

上記変更を行うとともに、条文の繰り下げ、一部字句の整備等を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月28日（水曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月28日（水曜日）

以 上

別紙

2. 変更の内容

現行定款と変更定款案の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総 則 (新 設)	第1章 総 則 (機関)
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	<u>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> (公告方法)
(株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、4,759万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。	第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第6条 当社の発行可能株式総数は、4,759万株とする。
(新 設)	(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。	(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。
(新 設)	当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(新 設)	1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 3. 次条に掲げる権利
(新 設)	(単元未満株式の買増し) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(基準日) 第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。
(名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。	(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
(株式取扱規程) 第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第13条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集の時期) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第14条 (現行どおり)
(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第15条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行なう。 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。 第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第16条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第17条 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新 設)</p> <p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の<u>手続</u>を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行なう。</u> (新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。 (新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会ごとにに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の解任方法) 第22条 取締役の解任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 (現行どおり)</p> <p>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の<u>手続</u>を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって行なう。</u> <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限り)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程) 第29条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬) 第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第26条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>(監査役の数) 第26条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第27条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p>	<p>(監査役の数) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤の監査役) 第29条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知) 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知) 第36条 (現行どおり)</p> <p>監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議方法) 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数で行なう。</u></p>	<p>(監査役会の決議方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会の議事録) 第32条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、<u>これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>(監査役会の議事録) 第38条 監査役会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>
<p>(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程) 第39条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の報酬) 第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第35条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除) 第41条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(会計監査人の選任方法) 第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(会計監査人の選任方法) 第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(会計監査人の任期) 第43条 会計監査人の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 会計監査人は、<u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該提示株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>	<p>(会計監査人の任期) 第43条 会計監査人の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 会計監査人は、<u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該提示株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新 設)	(会計監査人の責任免除) 第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第6章 計 算 (営業年度および決算期) 第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>営業年度の末日を決算期とする。</u> (新 設)	第7章 計 算 (事業年度) 第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(利益配当金) 第36条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。 (新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。 (剰余金の配当の基準日) 第48条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
(新 設)	当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当) 第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行なうことができる。	(削 除)
(配当金の除斥期間) 第38条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。